

福島県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「国土交通省令」という。）の用語の意義による。

(指定の申請)

第3条 法第59条の規定に基づき支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（第1号様式）の正本及び副本を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、共管省令第41条第2項第5号の規定に基づくその他知事が必要と認める書類として、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- (2) 申請年度の事業計画及び収支予算書
- (3) 申請以前（申請年度の過去5年に限る。）に行っている法第62条に規定する支援業務の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類
- (4) 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- (5) 個人情報保護規定その他これに準ずるもの
- (6) 次の業務ごとに経理が区分されていることがわかる書類
 - ① 法64条第1項第1号に規定する債務保証業務及びこれに付帯する業務
 - ② 法64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務及びこれに付帯する業務
 - ③ その他の業務
- (7) 申請者が第7条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- (8) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書（第2号様式）
- (9) 支援業務の実施のための意思決定がなされていることがわかる書類（共管省令第41条第2項第2号に掲げる「申請に係る意思の決定を証する書類」に、指定

を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く。)

(10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（第3号様式）に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

4 知事は、前条第1項の申請があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、支援法人として指定しない旨を、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(支援業務範囲の変更)

第5条 支援法人は、法第61条第1項の規定に基づき新たに法第62条第1号又は第5号に掲げる業務（以下「債務保証業務等」という。）の認可を受けようとするときは、支援業務範囲変更認可申請書（第5号様式）の正本及び副本に共管省令第43条第2項掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容が共管省令第43条第3項に掲げる基準に適合すると認めるときは、支援業務範囲の変更を認可するものとする。

3 知事は、前項の規定により変更の認可をした場合は、支援業務範囲変更認可通知書（第6号様式）に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該支援法人に通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定により変更の認可をした場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

5 知事は、第1項の申請があった場合において、申請内容が共管省令第43条第3項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認可を行わない旨を、支援業務範囲変更の認可を行わない旨の通知書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

(名称等の変更)

第6条 法第61条第2項の規定に基づく変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（第8号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲（債務保証業務等を除く）その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、

その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

- 3 知事は、前各項の規定により変更の届出を受理した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

（市町村長からの推薦）

第7条 市町村長は、支援業務に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、申請者による市町村長に対する申請に基づいて行うものとする。
- 3 前項の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（第9号様式）の提出により行うものとする。
- 4 第1項の推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（第10号様式。以下「推薦書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。
なお、市町村長は、推薦書を知事に提出したときは、その写しを申請者に交付するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の提出を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。
- 6 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

（家賃債務保証業務の委託）

第8条 支援法人は、法第63条の規定に基づき、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することについて認可を受けようとする場合は、債務保証業務委託認可申請書（第11号様式）の正本及び副本に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 前項の添付書類は、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。
 - (1) 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることがわかる書類
 - (2) 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることがわかる書類
 - (3) 委託しようとする者が法第72条の規定による認定家賃債務保証業者（以下「認定家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が認定家賃債務保証業者として登録された者であることがわかる書類
 - (4) 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、当該委託しようとする者が支援法人として指定を受けた者であることがわかる書類
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請の内容が適切であ

ると認めるときは、当該家賃債務保証業の委託を認可するものとする。

- 4 知事は、前項の規定により認可した場合は、債務保証業務委託認可書（第12号様式）に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該支援法人に通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（第13号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可）

第9条 支援法人は、法第64条第1項各号の規定に基づく債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の認可を受けようとするときは、債務保証業務規程・残置物処理等業務規程認可申請書（第14号様式）の正本及び副本に債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容が適切であると認めるときは、当該規程を認可するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認可した場合は、債務保証業務規程・残置物処理等業務規程認可書（第17号様式）に申請書の副本及び債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添えて当該支援法人へ通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による認可を行わない場合は、債務保証業務規程・残置物処理等業務規程の認可を行わない旨の通知書（第16号様式）により当該支援法人へ通知するものとする。
- 5 第2項の規定による認可を受けた債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更しようとするときは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「債務保証業務規程・残置物処理等業務規程認可申請書（第14号様式）」は「債務保証業務規程・残置物処理等業務規程変更認可申請書（第15号様式）」と読み替えるものとする。

（事業計画等の認可）

第10条 支援法人は、法第65条第1項の規定に基づく支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）の認可を受けようとするときは、支援法人事業計画等認可申請書（第18号様式）の正本及び副本に、事業計画等を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請の内容が適切であると認めるときは、当該事業計画等を認可するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認可した場合は、支援法人業務事業計画等認可書（第20号様式）に申請書の副本及び事業計画等を添えて当該支援法人へ通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による認可を行わない場合は、事業計画等の認可を行わない旨を、支援法人事業計画等の認可を行わない旨の通知書（第21号様式）により当該支援法人へ通知するものとする。
- 5 支援法人は、第2項の規定により認可を受けた事業計画等を変更しようとする

きは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「支援法人事業計画等認可申請書（第18号様式）」は「支援法人事業計画等変更認可申請書（第19号様式）」と読み替える。

（毎事業年度の報告）

第11条 支援法人が法第65条第2項の規定に基づく支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を知事に提出するときは、支援法人事業報告書等提出書（第22号様式）によるものとする。

（支援法人の辞退）

第12条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（第23号様式）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定により届出を受理した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

（指定の取消し等）

第13条 知事は、法第70条の規定に基づき、支援法人の指定の取消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（第24号様式）により当該支援法人へ通知し、速やかに県ホームページで公表するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、令和7年9月26日から施行する。

第2条 法附則（令和6年6月5日法律第43号）で規定する残置物処理等業務の認可等に関する準備行為については、改正後の様式を使用することができる。